

# 千葉県における化学物質の排出量・移動量について —平成25年度PRTTR届出データの集計結果 概要—

PRTTR制度（“Pollutant Release and Transfer Register”）は、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境中に排出等される化学物質について、排出量及び移動量を把握、集計、公表する制度です。

平成25年度の千葉県内の届出事業所数は、1,284事業所（全国8位）、届出排出量は6,155トン（全国7位）、届出移動量は12,253トン（全国5位）であり、前年度と比べ届出排出量は7%、届出移動量は12%それぞれ減少しました。

## 1 集計結果の概要

### (1) 届出事業所数（表1）

25年度の届出事業者数は1,284事業所（24年度 1,304事業所）であり、業種別にみると、ガソリンスタンドなどの燃料小売業が最も多く、ついで、化学工業、金属製品製造業となっています。これらの上位3業種で全体の約60%を占めています。

表1 届出事業所数

順位	千葉県（1,284事業所）		<参考>全国（35,974事業所）	
	業種名	届出数	業種名	届出数
1	燃料小売業	581	燃料小売業	16,381
2	化学工業	123	化学工業	2,328
3	金属製品製造業	89	下水道業	2,030

### (2) 届出排出量・移動量（図1、2）

25年度の届出排出量及び届出移動量の合計は18,408トン（24年度 20,500トン）であり、その内訳は届出排出量6,155トン（同 6,588トン）、届出移動量12,253トン（同 13,912トン）でした。

排出先別でみると、大気への排出が5,853トンで届出排出量の95%を占めています。また、移動先別では、ほぼ全量が廃棄物処分となっています。

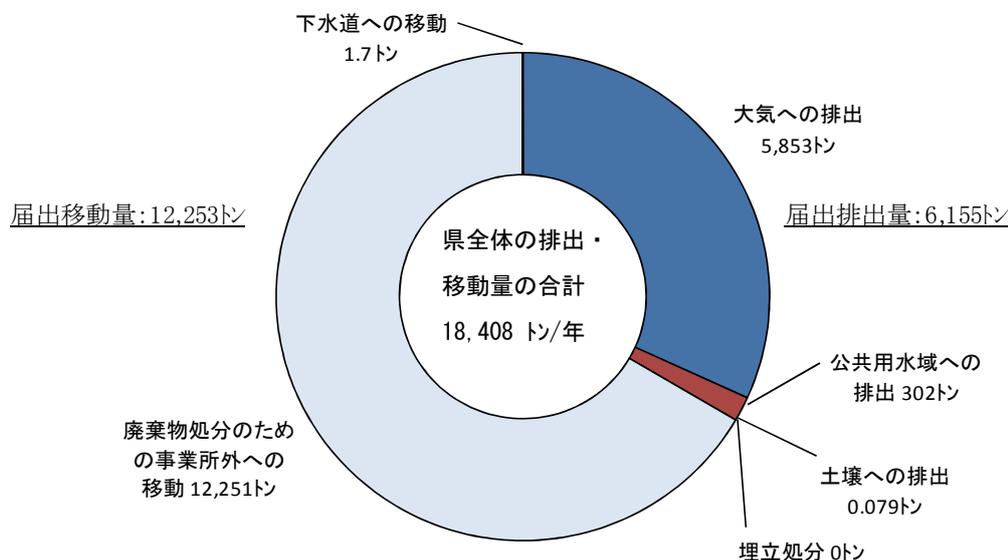


図1 届出排出量・移動量

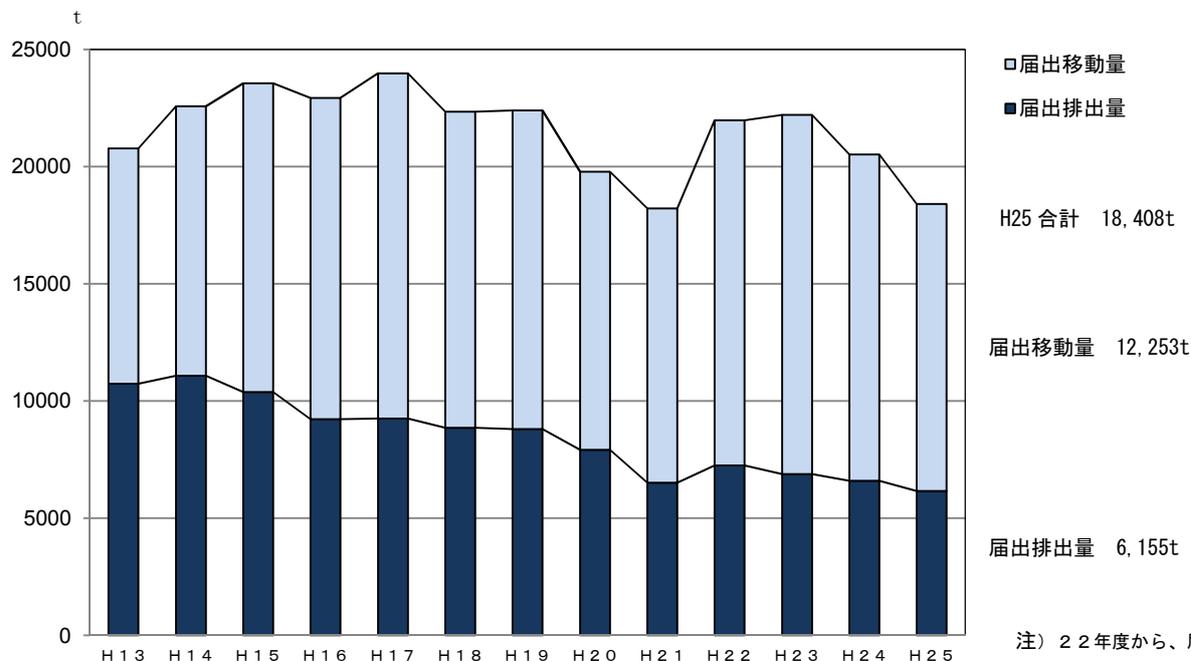


図2 届出排出量・移動量の推移

注) 22年度から、届出対象物質が354物質から462物質に変更されている。

(3) 業種別の届出排出量・移動量 (表2-1、2-2)

25年度の業種別の届出排出量・移動量は、ともに化学工業が最も多く、届出排出量は県全体の届出排出量の38%を、届出移動量は50%以上を、それぞれ占めています。

表2-1 届出排出量 上位10業種

順位	業種名	届出排出量 (トン)
1	化学工業	2,311
2	金属製品製造業	939
3	鉄鋼業	457
4	プラスチック製品製造業	338
5	船舶製造・修理業、船用機関製造業	318
6	出版・印刷・同関連産業	226
7	一般機械器具製造業	224
8	その他の製造業	153
9	輸送用機械器具製造業	153
10	食料品製造業	151
	その他の業種 計	886
合計		6,155

表2-2 届出移動量 上位10業種

順位	業種名	届出移動量 (トン)
1	化学工業	6,658
2	鉄鋼業	2,489
3	窯業・土石製品製造業	1,070
4	金属製品製造業	666
5	プラスチック製品製造業	365
6	一般機械器具製造業	146
7	非鉄金属製造業	128
8	石油製品・石炭製品製造業	120
9	食料品製造業	118
10	電気機械器具製造業	98
	その他の業種 計	395
合計		12,253

(4) 物質別の届出排出量・移動量 (表3-1、3-2)

25年度は、届出対象物質462物質のうち、224物質について、届出がありました。

届出排出量・移動量ともにトルエンが最も多く、届出排出量の26%、届出移動量の24%を占めています。

**表3-1 届出排出量 上位10物質**

順位	物質名	届出排出量 (トン)
1	トルエン	1,624
2	ノルマル-ヘキサン	1,242
3	キシレン	895
4	塩化メチレン	450
5	エチルベンゼン	404
6	酢酸ビニル	286
7	ほう素化合物	111
8	H C F C - 2 2 5	107
9	スチレン	98
10	ふっ化水素及びその水溶性塩	97
	その他の物質 計	839
合計		6,155

**表3-2 届出移動量 上位10物質**

順位	物質名	届出移動量 (トン)
1	トルエン	2,905
2	マンガン及びその化合物	1,628
3	ふっ化水素及びその水溶性塩	1,001
4	酢酸ビニル	816
5	クロム及び三価クロム化合物	563
6	キシレン	487
7	塩化メチレン	472
8	亜鉛の水溶性化合物	426
9	エチルベンゼン	342
10	ベンゼン	323
	その他の物質 計	3,289
合計		12,253

## 2 化学物質の環境への排出削減の取組み

化学物質の環境への排出は、産業活動によるものが大半です。県では事業者に対し、排出量等を把握するとともに、排出抑制に取り組むなど自主的に環境影響の軽減に努めるよう指導しています。

また、家庭や自動車等も無視できない排出源となっていることから、県民向けに、「千葉県P R T Rデータ県民ガイドブック」を作成し、日常生活において、化学物質の使用量を減らす等の協力を呼びかけています。

### ○事業者による取組みの例

- ①有害な化学物質を含まない（少ない）物を選ぶ。
- ②保管・使用時の化学物質の排出をできるだけ抑えるよう管理を徹底する。
- ③化学物質使用施設に回収・燃焼装置等を設置し、環境への排出を抑制する。
- ④住民との化学物質に係るリスクコミュニケーション\*を図る。

\*リスクコミュニケーション：化学物質のリスクを管理し削減するために、住民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図る場のこと。

### ○県民による取組みの例

- ①リサイクル可能など、環境への負荷が少ない製品を選ぶ。
- ②必要なものを必要な分だけ使い、化学物質の使用や排出を減らす。
- ③捨てる時にはルールを守って適正に廃棄し、環境への排出を減らす。

## 3 より詳しく知りたい方へ

千葉県では、化学物質に関する情報をホームページで掲載しています。

### (1) P R T Rデータ集計結果

市町村別・物質別等の詳しい集計結果をまとめています。

### (2) 千葉県P R T Rデータ県民ガイドブック

県民による排出量削減の取組み例等について紹介しています。

○<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/prtr-shuukei/index.html>

また、国においても以下のホームページで掲載しています。

○経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/)

○環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/>

## 参考

### 1 PRTR制度の概要

#### (1) PRTR制度の概要について

PRTR制度（“Pollutant Release and Transfer Register”）は、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境中に排出等される化学物質について、排出量及び移動量を把握、集計、公表する制度です（平成13年度から開始）。

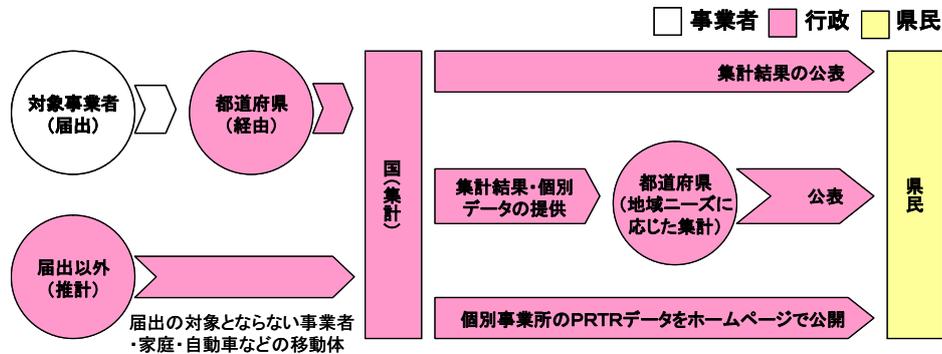


図3 PRTRデータの流れ

#### (2) PRTRデータの公表について

公表は、事業者による化学物質の管理の自主的な改善や、県民による化学物質の排出を減らす取組の促進、県民・事業者・行政の化学物質に関する対話の共通基盤とすることを目的としています。

#### (3) PRTR用語説明

届出排出量 …排ガスや排水などに含まれて大気や公共用水域等へ排出される届出対象物質の量

届出移動量 …下水道への放流、または廃棄物の処理を行うため、事業所外へ運び出された届出対象物質の量

（排出量・移動量には、製品として出荷される量は含まれません。）

### 2 全国の都道府県と比較した千葉県の状況

表4 都道府県別届出事業所数等の順位（平成25年度）

順位	届出事業所数	届出排出量	届出移動量	届出排出量・移動量の合計
1位	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県
2位	北海道	広島県	大阪府	兵庫県
3位	大阪府	静岡県	福岡県	福岡県
4位	静岡県	埼玉県	兵庫県	大阪府
5位	兵庫県	兵庫県	<b>千葉県</b>	<b>千葉県</b>
6位	埼玉県	茨城県	岡山県	埼玉県
7位	神奈川県	<b>千葉県</b>	神奈川県	広島県
8位	<b>千葉県</b>	福岡県	山口県	静岡県
9位	福岡県	岐阜県	埼玉県	神奈川県
10位	東京都	神奈川県	茨城県	茨城県
平成24年度の順位	8位	7位	4位	3位